



20. みそ又はしょうゆ製造業



1/1

- ・みそ若しくはしょうゆを製造する営業です。
- ・またはこれらと併せてみそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する営業です。
- ・みそ又はしょうゆを主原料とする食品とは、粉末みそ、液体みそ、調味みそなどのみそ加工品、又は、つゆ、たれ、だし入りしょうゆ等のしょうゆ加工品（ただし、しょうゆの原料に占める割合が5%以上のもの（製造時に添加した水は原料として換算しない。）に限る。）です。
- ・旧第25号（みそ製造業）と旧第26号（醤油製造業）とが統合されたものです。

